

別表（第3条関係）

事業区分	補助事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助対象施設の年間利用者等の数	上限額（※5）
①内装及び外装木質化支援	個人又は法人	<p>下記に定める経費で合計額が20万円以上のもの（※1）</p> <p>県産材（※2）かつ合法木材（※3）であることが証明できる木材の木材費、加工費（注入等）及び補助対象となる県産材に係る輸送費。ただし、使用した造作材、壁材、床材等の木材の使用数量（材積）が、竣工時において納品書等で確認・証明できるものに限る。</p>	<p>3分の1以内</p> <p>ただし、県産材の利用に関する協定締結者による申請（※4）の場合は2分の1以内の額とする。</p>	1万人以上	1,000万円
				5,000人以上	500万円
				2,500人以上	300万円
②木製調度品の導入	個人又は法人	<p>下記に定める経費で合計額が20万円以上のもの（※1）</p> <p>県産材かつ合法木材であることが証明できる木材を材料として製作された木製調度品の購入、運搬に要する経費（既存の調度品の撤去に要する経費を除く。）。ただし、使用した木材の使用数量（材積）が、設置時において納品書等で確認・証明できるものに限る。</p>	<p>3分の1以内</p> <p>ただし、県産材の利用に関する協定締結者による申請（※4）の場合は2分の1以内の額とする。</p>	1万人以上	300万円
				5,000人以上	200万円
				2,500人以上	100万円

※1 事業区分①, ②のいずれも実施する場合は①, ②に係る補助対象経費の合計が20万円以上のものとする。

※2 「県産材」とは、県内で生産及び加工された木材をいう。ただし、県内で加工することが困難であると認められる木材を使用する場合は別途協議のうえ決定する。

※3 「合法木材」とは、森林に関する法令に照らし適切に手続きされて流通している木材をいう。

※4 「県産材の利用に関する協定締結者による申請」とは、補助事業実施主体、当該事業に係る設計者、施工者及び木材供給者のいずれかが県と県産材の利用に関する協定（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく協定又はその他県が認める協定）を締結しているものが行う申請の場合をいう。なお、設計者、施工者が協定締結者の団体会員である場合も、協定締結者による申請とみなす。

※5 事業区分①, ②のいずれも実施する場合の補助金の上限額は補助対象施設の利用者等の数に応じた①の上限額とする。